

(公社)東基連 上野労働基準
協会支部
住所 〒110-0015
東京都台東区東上野 5-17-8
中銀第二マンション1F 店舗5
電話 03-5830-6961
支部長 村松 與章
責任者 加藤 修一
印刷 (株)サンライズ

上野労働基準会報

2024年
1月
No.244



富士サファリパークから見たMt.Fujiとキリン

(写真提供：小泉グループ株式会社)



新春のお慶びを申し上げます



目次

- ◇ 新年のご挨拶/村松上野労働基準協会支部長、川口相談役、山本副支部長、奥村副支部長 2
- ◇ 新年のご挨拶/大國上野労働基準監督署長、堂免上野労働基準協会支部副支部長、清水副支部長 3
- ◇ 新年のご挨拶/鈴木総務部会長、北村労働基準部会長、石井安全部会長、大槻衛生部会長、尾世広報部会長 4
- ◇ 健康診断結果やストレスチェック結果等の報告書の提出をお願いします 5～7
- ◇ 労働保険料3期分の納付について 7
- ◇ 上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況 8
- ◇ 令和6年4月からの労働条件明示のルール変更について 9
- ◇ 会員専用ページについて、事務局からのお知らせ 9
- ◇ 令和6年元旦 謹賀新年 (各社ご挨拶) 10～11
- ◇ 新入会員のご紹介/事務局からの行事報告/支部行事等のお知らせ 12
- 【付録】 2024年(令和6年)安全衛生行事予定表 本誌に差し込み

富士サファリパーク

〒410-1231 静岡県裾野市須山字藤原 2255-27
電話：055-998-1313

入園受付時間：10:00～15:30 (季節により異なります)
入園料 (お一人)：おとな (高校生以上) 3,200円【2,700円】
子ども (4歳～中学生) 2,000円【1,700円】

上記の【 】は、My SAFARIに登録したお客様が、お手持ちのスマホからクレジットカード決済で、入園チケットをお得にお買い求めいただけます。詳細はサファリパークへお尋ね下さい。



新年のご挨拶



上野労働基準協会支部長

村松 與章 (公益財団法人 メトロ文化財団)



新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのことと存じます。日頃より当支部の運営にあたり多大なるご支援、ご協力を賜り心から御礼申し上げます。

ようやく未知の新型コロナの脅威を乗り越えたものの、ウクライナ情勢に加えて中東産油国を巻き込む紛争が生じ、国際情勢がますます不安定化し世界経済の下振れリスクが高まってきました。国内では少子高齢化の影響が顕著になってきた産業も出始め、その対応が急がれます。

このような流れを背景に昨今働き方改革が進められ、労働関連法も大きく変化してまいりました。今後もこれらの動きを会員の皆様に早く正確にお伝えし、余裕を持って対応していただけるよう上野労働基準監督署のご指導を得ながら進めたいと考えます。

最後に会員の皆様のご健勝とご発展を心より御祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

副支部長からのご挨拶



上野労働基準協会支部相談役

川口 義彦 (中小企業福祉事業団)



新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと存じます。

本年の干支は「甲辰」。「甲」は十干の始まりであり、生命などの始まりを意味します。また「辰」は草木が伸長して、活気に溢れている様を意味します。まさにコロナ禍から再生し伸長していく姿を現しているようではないでしょうか。

昨年、浅草鷺神社では酉の市が3年ぶりに通常通りの開催となりました。「春を待つ事のはじめや 酉の市」との句にあるように、正月を迎える最初の祭りであり、来る年の開運・授福・殖産・除災・商売繁昌を祈る祭りでもあります。この祭りの再開も、コロナ禍という冬の時代から、春を迎えることの象徴のようです。

そして、祭りの再開で何よりも喜ばしいのは、人々が一つところに集うことにより、笑顔が戻ってきたことです。明るい声で、元気な声で商売繁盛を願う皆さまに対して、少しでもお力になれるように、私も微力ではありますが、見守ってまいります。

最後に、会員の皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

上野労働基準協会支部副支部長

山本 敦子 (株式会社大丸松坂屋百貨店松坂屋上野店)



新年明けましておめでとうございます。上野労働基準協会支部会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

昨年3月より、前任の宮本に代わり副支部長に就任いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、生活様式が変わり価値観も多様化した現代において、「働き方」に対する価値観も変化してまいりました。弊社では2023年度より年間総労働時間の短縮を実施いたしましたが、意識と共に「やり方」の変化の重要性を感じております。イノベーションを生み出すのは人財であり、人財価値を上げるために何ができるのかを会員の皆様と連携を図りながら考えていきたいと思っております。

最後に、会員の皆様のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

上野労働基準協会支部副支部長

奥村 英雄 (TOPPAN株式会社)



新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては健やかに新春を迎えられたことと、お慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナが感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行となるなど、「withコロナ」から「afterコロナ」に転換し、経済正常化への期待が高まった一方で、急激な円安、資材や製品価格の値上がりなど、物価高の影響を懸念した年でもありました。

また、2023年5月、G7広島サミットで生成AIが議題に取り上げられるなど、昨年は日本にとって「AI元年」と呼べる年

上野労働基準監督署長

大國 尚士



新年明けましておめでとうございます、上野署長の大國と申します。

上野労働基準協会支部の皆様には、労働基準行政の推進に格別のご配慮を賜っておりますこと、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

昨年5月8日より、新型コロナウイルスは季節性インフルエンザと同じ「5類」に分類され、感染拡大防止措置が大幅に緩和されることとなりました。

しかしながら、コロナウイルス禍の頃より続いている不安定な世界情勢の中、高水準の円高により、光熱費、材料費など輸入による原料価格が高騰するなど、依然として厳しい経済状況が継続しておりますが、ようやく、新型コロナウイルス禍が始まる前の社会に戻る、そのスタートラインに立つことできた、と感じられるところです。

今年こそは、新型コロナウイルス禍が始まる前の社会状況に立ち戻ることを期待すると共に、会員各社様の益々のご発展並びにご健勝をご祈念させていただき、新年のご挨拶とさせていただきます。

となったのではないのでしょうか。

AIと言うと藤井聡太八冠もAIを活用した研究をしているとの報道もありますが、今年はより一層身近な存在になるかもしれません。更に今後はAIを使いこなす能力を身につけ、業務の効率化を図り、時短に繋げる事が求められるかもしれません。

いづれにしましても、変化のスピードが激しい昨今であるからこそ、会員企業の皆様と密接な連携を図り会員のニーズに資する情報提供等を今後も行ってまいります。

最後に、皆様のご健勝とご発展を心より祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

上野労働基準協会支部副支部長

堂 免 敬 一 (東京地下鉄株式会社)



新年あけましておめでとうございます。

上野労働基準協会支部会員の皆様には日頃より当支部運営にあたり多大なるご支援、ご協力を賜り心から御礼申し上げます。

昨年は5月に新型コロナ5類移行後、3年ぶりに日常生活が戻ってきたことが実感できる1年となりました。浅草、上野界隈の街にもコロナ以前の活気が戻ってきました。5月に開催された支部定時総会後は懇親会が開催され会員の皆様とお酒を交えながら歓談することができました。新年は諸情勢が安定し、活気溢れる1年となることを祈ります。支部活動も有意義な一年となるよう会員の皆様と連携を図りながら各種取り組み推進の一助となれるようにしていきたいと思っております。

最後になりますが、会員の皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

上野労働基準協会支部副支部長

清 水 由 香 (滝川株式会社)



新年明けましておめでとうございます。

上野労働基準協会支部会員の皆様には、日頃より当支部の運営にあたり格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ウクライナの戦争が終わらないうちにあらたな戦争が起き、世界情勢は悪化するばかりと懸念いたします。そのような中で、日本では30年ぶりの賃上げ率3.58%と1993年以来の高水準となりました。一方で、政府は積極財政を進めておりますが、国民の肌感としては物価高の影響で、賃上げの実感がわかないのが現状です。企業としてはベースアップをしても離職や人材不足に悩まされているところが多いのではないかと思います。

今後も女性の活躍のみならず、シルバー人材の活用、さらにはDXにと会社が総力を挙げて取り組むことが重要だと感じます。また、世間では頻繁にハラスメントが取り沙汰されていますが、あらゆるハラスメントにも気を配る必要があります。

企業が抱える課題には、助成金なども活用できますので、常に情報をチェックしておくことも大切です。当支部といたしましては、会員の皆様にご協力を賜りながら今後も活動を推進してまいりたいと存じます。

最後に、会員の皆様のご健勝とご発展を心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

部長からのご挨拶



上野労働基準協会支部総務部会長 **鈴木 寛和** (株式会社東天紅)

皆様健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。
 昨年5月の新型コロナ5類移行後、様々な制限が解除され、経済活動や交流等が正常に戻り、本年は当協会支部新春賀詞交歓会が4年ぶりに開催されることを大変嬉しく思います。上野労働基準監督署はじめ各ご来賓および会員企業の皆様の親睦をより深め、本年の当支部の活動が良い形でスタートできることを願っています。緊迫する国際情勢、我が国における内閣支持率の低迷など、先行き不透明な状況が続きますが、この1年も総務部会として会員の皆様や上野労働基準監督署のご指導を頂きながら、支部長を中心に、法改正への対応や労働環境の改善、多様な働き方への柔軟かつ適切な対応等に取り組む一助となるよう取り組んでまいります。結びに皆様のご健康と各企業様の益々のご繁栄をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



上野労働基準協会支部労働基準部会長 **北村 修一** (八千代自動車株式会社)

新春のお慶びを申し上げます。微力ではございますが、本年も上野労働基準協会支部の運営に尽力致す所存でございますので、宜しくお願ひ申し上げます。
 ご承知の通り、働き方改革関連法が順次施行され、時間外労働の上限規制が設けられております。本年4月からは上限規制の適用が猶予されている建設事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師なども時間外労働の上限規制が適用されます。すべての会社様も同様ですが、いわゆる「手待ち時間」や業務上参加することが義務付けられている研修などは労働時間となりますので、ますます適正な労働時間管理が求められます。本年も上野労働基準監督署のご指導のもと、皆様のご協力を賜りながら労働基準部会としての情報発信やセミナーの開催など取り組んでまいります。
 皆様のご健勝とご発展を祈念致しまして新年のご挨拶とさせていただきます。



上野労働基準協会支部安全部会長 **石井 貴士** (日本電設工業株式会社)

新年明けましておめでとうございます。
 旧年中は安全部会の運営にご支援ご協力を賜り、誠に有難うございました。新しい年を迎えることが出来たことに、あらためまして御礼申し上げます。
 2019年に発生した新型コロナウイルス感染症は、足元を見ると依然として影響が残っており、今後も感染症との共生と適切な判断が求められる状況ですが、安全部会では、今年も皆様とより良い職場作りと相互の親睦となるための活動を推進していきたいと考えております。
 また、上野労働基準監督署様をはじめ、関係者皆様のご指導、ご協力を賜りながら、多岐にわたる諸問題に対し、解決に向けて一歩ずつ着実に前進していきたいと考えております。法律やそれに基づく各職場での安全ルールを守ることで、すべてにおいて優先されるべき「安全」の推進活動に微力非才の身ではございますが、全力で取り組む所存でございますので、今後とも何卒よろしくお願ひ申し上げます。
 皆様方のこの一年のご健勝とご多幸をお祈りし、新年の挨拶とさせていただきます。



上野労働基準協会支部衛生部会長 **大槻 浩伸** (株式会社メトロセルビス)

新年あけましておめでとうございます。旧年中は会員の皆様には、衛生部会の運営にご支援ご協力を賜りありがとうございました。本年もよろしくお願ひ申し上げます。
 さて、昨年は史上最も暑い年となり暑さ対策に苦慮されたことと思います。また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、生活スタイルもコロナ前に戻ってまいりました。私達はこのような様々な環境の変化に順応できる体力が必要になってまいります。そのためにも健康の三大要素と言われている「栄養バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養(睡眠)」を意識した生活を心掛けることが大切になるのかもしれない。
 本年も衛生部会として微力ではありますが、会員の皆様をはじめ上野労働基準監督署様のご協力を賜りながら、安全衛生への継続的な取組みを推進して参りますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い致します。
 結びに会員の皆様並びに各企業様のご多幸とご繁栄を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



上野労働基準協会支部広報部会長 **尾世 敏彦** (有限会社丸世)

新年あけましておめでとうございます。コロナの制限を終え、記録的な猛暑の後ですが、久しぶりに通常の新年を迎えられた事とお喜び申し上げます。
 広報部会といたしましては、上野労働基準監督署のご指導のもと、より良い上野労基会報の紙面づくりの実現に向け取り組んでまいりますので、今年も引き続きご支援ご協力をお願い申し上げます。
 また、昨年はコロナ対応に追われながらも明治の初期に福沢諭吉が翻訳した寓話で皆様も良くご存知のイソップ童話「おおかみ少年」の話の思い出しておりましたが、幸いな事に東京では大きな地震もありませんでした。しかし地震に関する限り首都直下型地震や南海トラフ大地震は必ず近い内に起こると言われており、年々発生確率も高まっています。
 新年を迎えるにあたり「おおかみ少年」の話を再認識し職場や地域主催の防災訓練には、積極的に参加し労働行政と共に、災害予防の意識高揚に励んでいただくことを願ひ、同時に皆様のご一年のご健勝とご発展を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



健康診断結果やストレスチェック結果等の報告書の提出を忘れずにお願いします。

上野労働基準監督署 安全衛生課

事業者は、労働者に対し、労働安全衛生法等で定められた健康診断等を実施する必要があります。また、健康診断結果については種類ごとに一定期間保存する必要があります。健康診断等の種類によっては事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下、「所轄労働基準監督署長」といいます。）に報告する必要があります。

1 一般健康診断

(1) 共通事項

- ・健康診断個人票を作成し、5年間保存する必要があります。

(2) 雇入れ時の健康診断（労働安全衛生規則第43条）

- ・常時使用する労働者を雇い入れるときに実施するものです。
- ・所轄労働基準監督署長への報告の必要はありません。

(3) 定期健康診断（労働安全衛生規則第44条）

- ・常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に実施するものです。
- ・常時50人以上の労働者を使用する事業者は、実施後遅滞なく、「定期健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

(4) 特定業務従事者に対する健康診断（労働安全衛生規則第45条）

- ・労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
- ・常時50人以上の労働者を使用する事業者（事業場）は、実施後遅滞なく、「定期健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

(5) 海外派遣労働者への健康診断（労働安全衛生規則第45条の2）

- ・6月以上海外に派遣する労働者に対し、派遣前及び帰国後に実施するものです。
- ・所轄労働基準監督署長への報告の必要はありません。

2 主な特殊健康診断

(1) 有機溶剤等健康診断（有機溶剤中毒予防規則第29条）

- ・屋内作業場等における有機溶剤取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
- ・健康診断個人票を作成し、5年間保存する必要があります。
- ・実施後遅滞なく、「有機溶剤等健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

(2) 特定化学物質健康診断 (特定化学物質障害予防規則第39条)

- ・特定化学物質取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。また、特定化学物質取扱い業務のうち、労働安全衛生法施行令第22条第2項の業務に常時従事したことのある労働者で現に使用している労働者に対しても同様の健康診断を実施します。
- ・健康診断個人票を作成し、5年間(特別管理物質については30年間)保存する必要があります。
- ・実施後遅滞なく、「特定化学物質健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

(3) 鉛健康診断 (鉛中毒予防規則第53条)

- ・鉛取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
- ・健康診断個人票を作成し、5年間保存する必要があります。
- ・実施後遅滞なく、「鉛健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

(4) 電離放射線健康診断 (電離放射線障害防止規則第56条)

- ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域内に立ち入る者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
- ・健康診断個人票を作成し、30年間保存する必要があります。
- ・実施後遅滞なく、「電離放射線健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

(5) 石綿健康診断 (石綿障害予防規則第40条)

- ・石綿等の製造若しくは取扱いに常時従事する労働者並びに従事したことのある労働者及び石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者及び従事したことのある労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
- ・健康診断個人票を作成し、40年間保存する必要があります。
- ・実施後遅滞なく、「石綿健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

(6) じん肺健康診断 (じん肺法第8条)

- ・常時粉じん作業に従事している労働者並びに常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に従事している労働者のうち、じん肺管理区分が2及び3の労働者に対し、実施するものです。
- ・じん肺健康診断結果証明書を作成し、エックス線フィルムとともに7年間保存する必要があります。
- ・健康診断実施の有無にかかわらず、毎年12月末現在の「じん肺健康管理実施状況報告」を翌年2月末までに所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

- ・じん肺管理区分に応じた健康診断の頻度は下表のとおりです。

粉じん作業従事との関連	管理区分	健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2・3	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事させたことがあり、 現在は粉じん作業以外の作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

(7) 歯科医師による健康診断 (労働安全衛生規則第48条)

- ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務について後6月以内ごとに1回実施するものです。
- ・健康診断個人票を作成し、5年間保存する必要があります。
- ・実施後遅滞なく、「歯科健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

(8) 指導勧奨による特殊健康診断

- ・上記の健康診断の外、情報機器作業、振動業務等、通達に基づく健康診断がありますが、実施に努め、実施した場合は「指導勧奨による特殊健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署長に提出してください。

3 心理的な負担の程度を把握するための検査 (ストレスチェック)

- ・常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に実施するものです。常時50人未満の労働者を使用する事業場は、当分の間、努力義務とされています。
- ・常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

※各種健康診断結果報告書用紙は、厚生労働省のホームページからダウンロードするか、最寄りの労働基準監督署で入手できます。また、一部の用紙は「入力支援サービス」において備考の記載要領に従って入力することができ、入力不備を確認することができます。専用サイトの「e-GOV 電子申請」から電子申請もできますのでご利用ください。

労働保険料3期分の納付についてのお願い

労働保険料(労災保険・雇用保険)の第3期分の納付期限は1月31日となっております。お近くの銀行・郵便局等金融機関で納付いただきますようお願いいたします。納付書は納付期限の10日位前に厚生労働省から直接郵送されます。

なお、納付いただく方々の利便性を高めるため、口座振替により納付いただけるようになりましたので、申込をご希望される方は東京労働局徴収課までお問い合わせください。

東京労働局 労働保険徴収部 徴収課 TEL:03-3512-1627

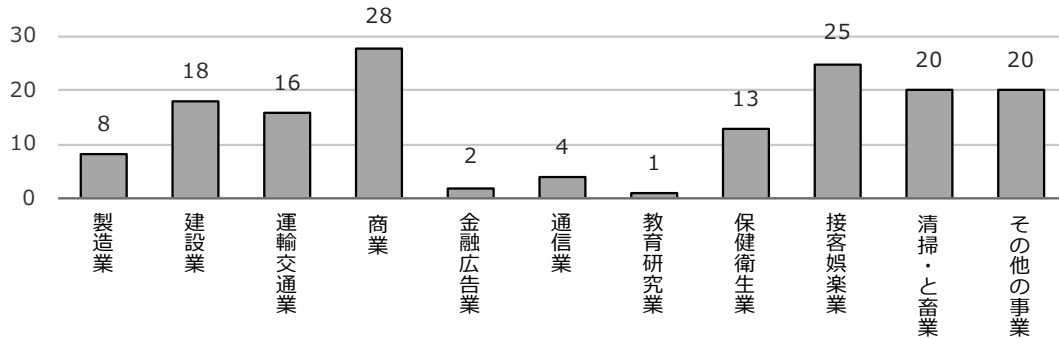
上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況

新型コロナウイルス感染症を除く

令和5年死傷災害件数

(休業4日以上、令和5年10月末速報値)

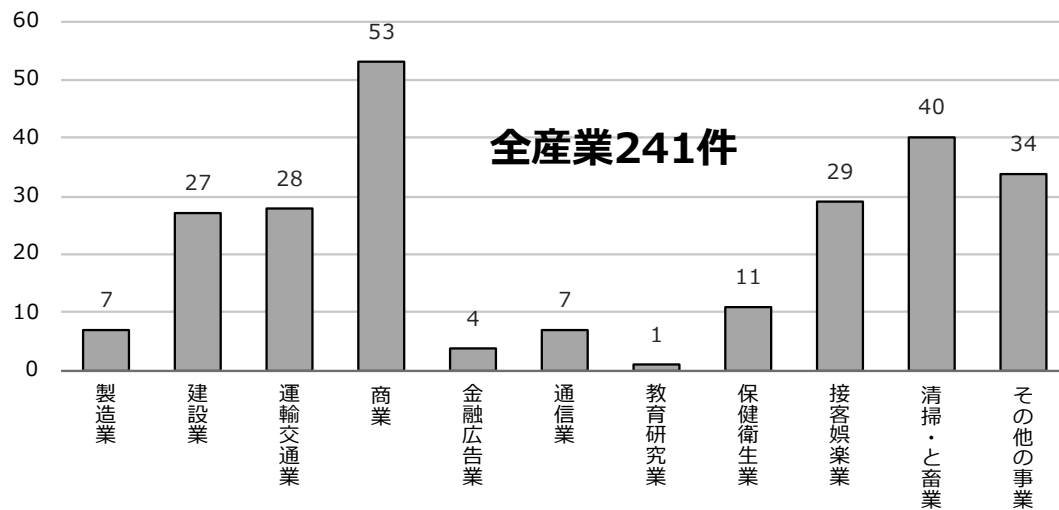
全産業155件



令和4年死傷災害件数

(休業4日以上、確定値)

全産業241件



死亡災害事例

令和4年1月～令和5年10月

発生年月	業種	職種	年齢	経験年数	事故の型	災害発生状況
R4.3	建設業	設備工	20代	1年以上 5年未満	墜落、転落	建物屋上の空調室外機の撤去作業中、建物屋上で資材を移動中に高さ1.9mから墜落したものの。
R4.5	建設業	とび工	50代	20年以上 30年未満	飛来、落下	既存建物解体工事のエレベーター昇降路内において、地下2階と地下1階の間の鉄骨上で足場組立て、段取りのため、地下2階に止めたエレベーター搬器に取り付けられたワイヤロープを外したところ、エレベーターが1m程落下した。その後、昇降路頂部からワイヤロープと部品が落下し、被災者を巻き込んだことで左腕を切断したものの。

令和6年4月からの労働条件明示のルール変更について

上野労働基準監督署

「労働基準法施行規則」「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が改正されました。無期転換申込権が発生する有期労働契約更新時に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を使用者から労働者に明示することを義務づけ、また、すべての労働者に対する労働条件明示事項に就業場所・業務の範囲を追加する改正になっています。

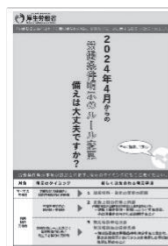


詳しくはこちら

改正内容について詳しいパンフレットができました。

リーフレット

パンフレット



モデル労働条件通知書の様式も改正されています。

事業場の労働条件通知書の様式の作成、変更にあたっては、モデル労働条件通知書を参考にしてください。



令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項も追加されます

今回のルール改正では、労働契約の締結の際だけでなく、労働者の募集等の際に明示すべき労働条件等が追加されています。これにより、労働者の雇用の安定、処遇の改善や個別労働関係紛争の防止にもつながることが期待されています。



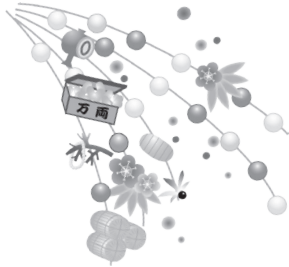
安定則改正省令の詳しいことはこちら

会員専用ページについて、支部事務局からお知らせ

ホームページのトップページに会員専用ページがあります。

- ① **【会員専用ページ】** をクリックしパスワードを入力してください。
- ② パスワードは、**ueno0001** でOKをクリックしご入場ください。

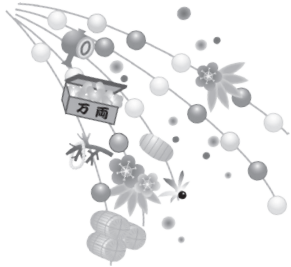
なお、パスワードの変更は、会報発行月（4、6、9、1月）に合わせて実施いたします。
この件に対するお問い合わせは、支部事務局（TEL 03-5830-6961）へお願いいたします。



令和6年元旦 謹賀新年



 <p>中小企業福祉事業団 〒111-0036 台東区松が谷1-3-5 JPR 上野イーストビル2階 理事長 川口 義彦</p>	<p>TOPPAN株式会社 〒110-8560 東京都台東区台東1丁目5番1号 代表取締役社長 齊藤 昌典</p>
 <p>Matsuzakaya 松坂屋・上野 〒110-8503 東京都台東区上野3-29-5 TEL:03-3832-1111 www.matsuzakaya.co.jp/ueno/ 上野店長 渡辺 智邦</p>	<p>株式会社 精養軒 代表取締役社長 定方 郷 https://www.seiyoken.co.jp</p>
 <p>株式会社メトロライフサポート 〒110-0015 東京都台東区東上野五丁目6番6号 TEL 03-5806-9655 FAX 03-5806-9656 代表取締役社長 高取 芳伸</p>	 <p>東京地下鉄株式会社 代表取締役社長 山村 明義 http://www.tokyometro.jp/</p>
 <p>日本電設工業株式会社 〒110-8706 東京都台東区池之端1丁目2番23号 代表取締役社長 安田 一成</p>	<p>株式会社 アブアブ赤札堂 取締役社長 小泉 和久 台東区上野4丁目8番4号</p>
 <p>株式会社バンダイ 東京都台東区駒形1-4-8 〒111-8081 電話(03)3847-5111 代表取締役社長 竹中 一博</p>	 <p>東天紅 〒110-8707 東京都台東区池之端1-4-1 総合ご案内 03-3828-5111 代表取締役社長 小泉 和久</p>
 <p>株式会社 JR東日本環境アクセス 代表取締役社長 向山路 一 東京都台東区東上野三丁目4番12号 電話 03-3836-1551 (代表)</p>	 <p>三ツ目建設株式会社 本社 〒111-0035 東京都台東区西浅草3-13-8 TEL 03-3841-0171(代) FAX 03-3841-1130 代表取締役 松井 一郎</p>
<p>公益社団法人 浅草医師会 東京都台東区雷門1丁目10番5号 電話(03)3844-0576 会長 堀 浩一朗</p>	 <p>株式会社メトロセルビス 〒110-0015 東京都台東区東上野5丁目2番5号 TEL03-5806-2501(代) FAX03-5806-2513 代表取締役社長 長谷部 昭二</p>
 <p>株式会社吉池 代表取締役 高橋 登 〒110-8522 東京都台東区上野3-27-12 TEL 03-3831-0141</p>	 <p>街の鼓動に敏感です 朝日信用金庫 理事長 伊藤 康博</p>



令和6年元旦 謹賀新年



◎新入会員のご紹介◎

● 三菱地所ホーム株式会社 (有期事業)

令和5年9月から入会いただきました

事務局からの行事報告

月	日	曜日	開始時刻	行事・業務内容	会場
令和5年9	6	水	14:00	安全衛生管理セミナー (署・建災防と共催)	台東区民会館9階ホール
10	25	水	14:00	労務管理セミナー (署と共催)	上野区民館401集会室
11	7	火	11:00	安全部会・衛生部会合同会議	支部事務所
	10	金	10:30	広報部会1月号 (No.244) 編集会議	上野労働基準監督署会議室
	15	水	14:30	支部長・相談役・副支部長会議	上野区民館201
			15:20	支部幹事会	
24	金	16:00	上野労働基準監督署長特別講演	同 101	
12	7~8	木・金	9:15	3支部共催 石綿作業主任技能講習会	王子工業会館2階会議室
	15	金	14:00	建設業年末年始安全管理講習会 (署・建災防主催)	上野区民館401集会室

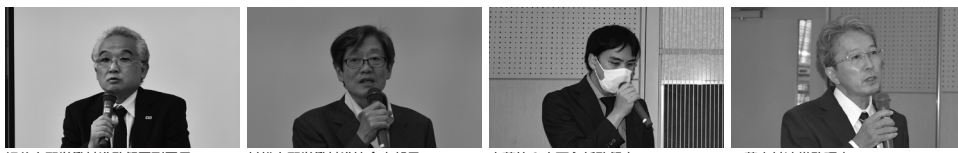
安全衛生管理セミナー (署と建災防と共催)

日時：9月6日 (水) 14:00~16:00
場所：台東区民会館9階ホール



労務管理セミナー (署と共催)

日時：10月25日 (水) 14:00~16:00
場所：上野区民館401集会室



支部幹事会

上野労働基準監督署長特別講演
日時：11月15日 (水) 14:30~16:40
場所：上野区民館201・101



支部行事等のお知らせ

月	日	曜日	開始時刻	行事・業務内容	会場
令和6年	1	24	水	15:00	上野精養軒 2階梅の間
16:10					
17:00					
17:00				賀詞交歓会	
2	9	金	10:30	広報部会4月号 (No.245) 編集会議	上野労働基準監督署会議室
	26	月	9:00	3支部共催 テールゲートリフター特別教育講習会	王子工業会館2階会議室

令和6年度 法定講習 (安全衛生教育) 労働安全衛生法第59条、同規則第35条関連 詳細は、本誌上野労基会報1月号に同梱

月	日	曜日	開始時刻	業務内容	場所
4	9	火	13:00	対象：新入社員 雇入れ時安全衛生教育講習会	リアル：中央労働基準協会支部4階ホール (千代田区2番町9-8) ライブ配信&リアル/ハイブリッド開催
	10	水	14:00	対象：中途採用・転職者 雇入れ時安全衛生教育講習会	

〔令和6年 年間標語〕 小さなヒヤリも 大事な気づき 声に出して災害ゼロ

2024年(令和6年) 安全衛生行事予定表

1月	前年12月1日～31日	令和5年度 年末・年始Safe Work推進強調期間	東京労働局	
	前年12月1日～15日	年末年始無災害運動	中央労働災害防止協会	
	前年12月1日～4月30日	安全衛生教育促進運動	中央労働災害防止協会	
	前年12月10日～10日 15日～21日	年末年始の輸送等に関する安全総点検 防災とボランティア週間	国土交通省 内閣府	
2月	1日～29日	省エネルギー月間	経済産業省/資源エネルギー庁	
	1日～3月18日	サイバーセキュリティ月間	内閣サイバーセキュリティセンター	
3月	1日～31日	自殺対策強化月間	厚生労働省	
	1日～7日	春季全国火災予防運動	総務省/消防庁	
		車両火災予防運動	消防庁/国土交通省	
		春季建築物防災週間	国土交通省	
1日～8日	女性の健康週間	厚生労働省		
4月	1日～9月30日	熱中症予防強化キャンペーン	環境省	
	6日～15日	春の全国交通安全運動	内閣府	
	15日～5月14日	みどりの月間	林野庁	
5月	1日～9月30日	STOP! 熱中症クールワークキャンペーン	厚生労働省等	
	1日～7日	憲法週間	法務省	
	30日～6月5日	ごみ減量・リサイクル推進週間	環境省	
	31日～6月6日	禁煙週間	厚生労働省	
6月	1日～30日	全国安全週間準備期間	厚生労働省・中央労働災害防止協会	
	1日～30日	男女雇用機会均等月間、外国人労働者問題啓発月間	厚生労働省	
		土砂災害防止月間	国土交通省	
		環境月間	環境省	
		食育月間	農林水産省	
	2日～8日	危険物安全週間	総務省/消防庁	
4日～10日	歯と口の健康週間	厚生労働省等		
7月	1日～7日	全国安全週間	厚生労働省・中央労働災害防止協会	
	1日～7日	全国鉱山保安週間	経済産業省	
	1日～31日	海の月間	国土交通省	
8月	1日～31日	電気使用安全月間	経済産業省	
		食品衛生月間	厚生労働省	
	30日～9月5日	防災週間	内閣府	
		秋季建築物防災週間	国土交通省	
9月	1日～30日	全国労働衛生週間準備期間	厚生労働省・中央労働災害防止協会	
	1日～30日	心とからだの健康推進運動	(公社)全国労働衛生団体連合会	
		職場の健康診断実施強化月間、健康増進普及月間	厚生労働省	
		食生活改善普及運動	厚生労働省	
		船員労働安全衛生月間	国土交通省・水産庁	
		全国作業環境測定・評価推進運動	(公社)日本作業環境測定協会	
10日～16日	自殺予防週間	厚生労働省		
21日～30日	秋の全国交通安全運動	内閣府		
10月	1日～7日	全国労働衛生週間	厚生労働省・中央労働災害防止協会	
	1日～31日	体力づくり強調月間	文部科学省/スポーツ庁	
		健康強調月間	健康保険組合連合会	
		高齢者就業支援月間	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	
		17日～23日	薬と健康の週間	厚生労働省
		23日～29日	高圧ガス保安活動促進週間	経済産業省
27日～11月9日	読書週間	(公社)読書推進運動協議会		
11月	1日～30日	特定自主検査強調月間	(公社)建設荷役車両安全技術協会	
		人材開発促進月間	厚生労働省	
		過労死等防止啓発月間	厚生労働省	
		テレワーク月間	厚生労働省等	
		製品安全総点検月間	経済産業省	
	9日～15日	秋季全国火災予防運動	総務省/消防庁	
13日～15日	第83回全国産業安全衛生大会【広島】	中央労働災害防止協会		
24日～30日	医療安全推進週間	厚生労働省		
12月	1日～翌年1月15日	年末年始無災害運動	中央労働災害防止協会	
	1日～翌年4月30日	安全衛生教育促進運動	中央労働災害防止協会	
	1日～31日	歳末たすけあい運動	内閣府	
	3日～9日	職場のハラスメント撲滅月間	厚生労働省	
	4日～10日	障害者週間	内閣府	
10日～翌年1月10日	年末年始の輸送等に関する安全総点検	国土交通省		

(参考) 中央労働災害防止協会資料 安全衛生関連の年間行事予定表です。壁に貼ってご活用ください。※日程、行事名等は変更になる場合がございます。